

序章

『都市マスタープラン』の概要

序 章 『都市マスタープラン』の概要

1. 目的と位置づけ

平成4年6月に改正された都市計画法により、全国の市町村に対して「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、『都市マスタープラン』という。）の策定が義務づけられました（都市計画法第18条の2）。

【都市計画法第18条の2】(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

また、「都市計画運用指針*（平成12年12月 国土交通省）」では、『都市マスタープラン』（運用指針では「市町村マスタープラン」と呼んでいます）について、以下のように定義しています。

【都市計画運用指針】

市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。

この際、土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとするのが望ましい。

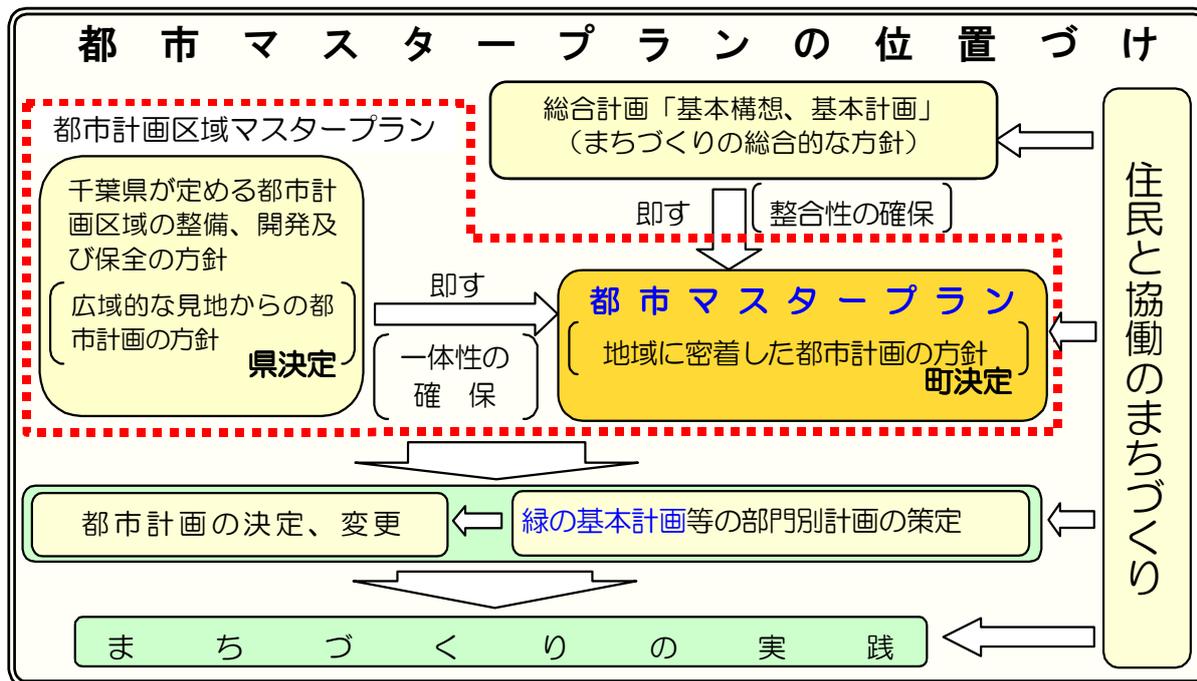
このように『都市マスタープラン』は、町全体及び身近な地域の将来像を明らかにし、土地利用、都市施設、都市環境のあり方についての基本的な方針を定めることにより、本町の都市計画に関する総合的な指針とする事を目的としています。

『都市マスタープラン』は、都市計画法上、次のように位置づけられます。

◆ 都市計画法上の位置づけ

- ① 当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン※（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法による「基本構想、基本計画（市町村の総合計画）」、国土計画法による「国土利用計画（市町村計画）」）に即して定める市町村の都市計画に関する基本方針となるものである。
- ② 公聴会の開催等の措置により、住民意見を反映させた計画である。
- ③ 行政内部だけを対象とした計画ではなく、広く住民に向けて公表することを前提とした計画である。
- ④ 地域地区や都市施設の計画及び都市計画事業等に関する個別具体の都市計画を運用する上での法的根拠となる計画である。

◆ 計画の位置づけ



2. 構成内容

「都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 国土交通省）」によると、『都市マスタープラン』は、都市全体の将来像を示す“全体構想”と都市を構成するより身近な地域単位の将来像を示す“地域別構想”のほか、目指すべき将来像を実現するための“実現化方策（整備方策）”により構成され、各々次のような内容を明らかにすることとしています。

◆ 構成と内容

- 全体構想 ー都市づくりの理念や都市計画の目標、将来の生活像等を想定しつつ、これを踏まえた目指すべき都市像及びその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等を総合的に明らかにする。
- 地域別構想 ー地域毎に目指すべき市街地像及び実施すべき施策の方向や地区計画^{*}等の策定を推進すべき地区に係る方針等を明らかにする。
- 実現化方策 ー定めるべき都市計画の種類、実施すべき都市計画事業等の種類のほか、可能な限りこれらの決定時期等を示したプログラムを明らかにする。

（都市計画運用指針より）

また、町総合計画^{*}では、“全体構想”及び“地域別構想”を定める上で、留意すべき事項を次のように示しています。

◆ 留意事項

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>□全体構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別具体の都市計画の前提となる都市構造・都市空間形成の方針 ②土地利用の方針 ③施設整備の方針 ④自然的環境の保全等都市環境形成の方針 ⑤都市景観形成の方針 | <p>□地域別構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ①誘導すべき建築物の用途・形態の方針 ②施設整備の方針 ③緑地空間の保全・創出及び確保の方針 ④景観形成上配慮すべき事項の方針 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（都市計画運用指針より）

3. 計画期間

『都市マスタープラン』の計画目標年次は、平成37年（2025年）に設定します。

4. 策定の基本的な考え方

『都市マスタープラン』策定については、20年後を見据えた将来都市像を検討します。しかしながら、今後、市町村合併等、社会経済状況の変化に応じ、必要な場合に計画の見直しを図るなど、状況に応じ柔軟に対応出来る計画とします。